

令和7年度 環境配慮契約法基本方針検討会（第3回） 議事録

出席委員：赤司委員、梅田委員（座長）、大聖委員、藤井委員、藤野委員、松村委員、野城委員
（五十音順）

1. 日 時 令和7年12月26日（金）10時00分～12時00分（11時45分終了）

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル12階会議室及びWeb会議

事務局：本日はお忙しいところ、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和7年度第3回環境配慮契約法基本方針検討会を開催させていただきます。本日の検討会につきましては、実際の会議室とWeb会議のハイブリッド方式で行います。Web会議における具体的なご発言の方法などについては、後程ご説明いたします。また、本検討会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により原則公開となっており、動画チャンネルでWeb会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長の平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）：本日はお集まりいただきましてありがとうございます。今年度3回目ということで電力専門委員会の松村座長、建築物懇談会の野城座長、ありがとうございます。総合評価落札方式の検討でありますとか、維持管理契約のフォローアップ等と様々検討を重ねてまいっているところでございます。本日までの議論を取りまとめてさせていただいて今年度の改定を行いたいと考えてございます。閣議決定も控えておりますので、この後ご説明したいと思っております。また電力では、メガソーラーの見直しというところと、電力専門委員会ですとずっと検討してきたことが、ややクロスオーバーするところがありまして、その関係でいろいろと話しているとこの環境配慮契約にもいろいろ期待が集まっているというところはひしひしと感じるところですのでうまく使っていききたいなと思っております。そういう中で、循環経済への動きということもあり、来年度以降の検討についてもあわせてご説明したいと思っております。委員の皆様におかれましては忌憚ないご意見を賜りたいというふうに思います。本日よりよろしくお願いいたします。

事務局：Web会議システムの簡単な使い方（省略）

事務局：続きまして委員のご出欠の状況ですが、本日の検討会につきまして、勢一委員と原委員がご欠席と伺っております。では、以降の議事進行は梅田座長にお願いいたします。

す。

梅田座長：おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議でございますが、12時までの2時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局：資料は昨日送付させていただいております。お送りしました議事次第に本日の資料一覧を記載してあります。

配 付 資 料

- 資料 1 令和7年度環境配慮契約法基本方針検討会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料 3 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（改定案）
- 資料 4 電気の供給を受ける契約に関する基本方針解説資料（案）
- 資料5-1 建築物懇談会における検討事項等について（案）
－建築物懇談会とりまとめ－
- 資料5-2 エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の原単位によるベンチマーク指標（案）－令和6年度実績データによる追加・更新－
- 資料 6 令和7年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 資料 7 令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について（案）
- 参考資料1 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
－第3回電力専門委員会資料－
- 参考資料2 建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト
- 参考資料3 環境配慮契約のチェックリストの説明資料（イメージ）
- 参考資料4 建築物の維持管理に関する契約 令和6年度実績調査票
- 参考資料5 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について
- 参考資料6 環境配慮契約による環境負荷低減効果の試算について

3. 議 題

梅田座長： それでは議事に入らせていただきます。本日の議題は、議事次第のとおり、(1) 電気の供給を受ける契約の検討事項等について、(2) 建築物に係る契約における検討事項等について、(3) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について、(4) 検討スケジュールについて、(5) 令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について、(6) その他の6つがあげられていますが、(1)の電気の供給を受ける契約の検討事項等について、(2)の建築物に係る契約における検討事項等についての2つが中心となります。議論は議題の順番に進めたいと思います。

(1) 電気の供給を受ける契約の検討事項等について

梅田座長： まず、電力専門委員会における検討状況について議論を行うこととします。それでは最初に、資料2の電力専門委員会の検討状況、資料3の基本方針改定案、資料4の解説資料改定案について事務局より説明いただき、その後、電力専門委員会座長の松村委員、藤野委員からご意見等をいただくことにします。

環境省： 資料2、資料3、資料4説明（省略）

梅田座長： ありがとうございます。膨大な作業量をこなしていただきありがとうございます。資料2の電力専門委員会の検討状況として、総合評価落札方式の導入に向けた第3回までの議論の取りまとめと、資料3と4で基本方針、基本方針解説資料の改定案について事務局よりご説明いただきました。総合評価落札方式の評価については、沖縄エリアの取り扱い、また追加性のある再エネ、地域再エネの取組についての評価内容の詳細を提示いただきました。総合評価落札方式は2027年度から開始の目標ではありますが、スケジュールとしては今年度中に閣議決定をしなくては行けないため、本日の検討会で方針を決めなければいけないという状況にあるということです。それでは、補足説明等を電力専門委員会の2名の委員にお願いいたします。最初に電力専門委員会座長の松村委員いかがでしょうか。

松村委員： 過不足なく丁寧に説明していただいたので、特に付け加えることはありません。前回の電力専門委員会で加算方式と除算方式についてのご意見も承りましたが、私自身はどちらも合理的でどちらもあり得る方式だと思っています。このスケジュールで行うには、加算方式の方は少しハードルが高いということを考えれば、ご提案の通り除算方式で今回まずやるというのが合理的だと思っています。その上で、前回にも言いましたが、もし著しい問題が発生してくれば、柔軟に変えていくということも含めて出発点として、まずやらせていただきたいです。その点を再度

確認させていただきます。それから、省エネの情報提供のところを、DR という格好に明確に変えたということで、表面上は大きく変わっているように見えるかもしれないですが、これは決して省エネを低く評価しているという意図ではありません。省エネはとても重要ですが、今までの発想だとそんなことやっても当たり前ではないかという活動だけで加点されてしまうようなことがあり、基準が甘すぎたのではないかという懸念に対し、電気事業者がしっかりと合理的なもので明確にできるものとして DR という格好で特定化したいということ。省エネを軽視しているということでは決してないということ。それからスライド 32 のところで、必要に応じて親検討会の場で議論を進めたいと書いてあるが、これは今までの議論が不十分だということつもりではなく、今までも建物全体の省エネのマネジメントというような文脈で、親委員会でも適切に取り組んでくださっていると思っています。小売電気事業者が供給するものではなく、プロが供給するのがより合理的だと思われるので、これを軽視しているというわけではないが、電力の小売事業者の取組として強く促すというところに関して、DR に絞ったということとご理解いただければと思います。沖縄電力の特別扱いもご説明いただいたとおりです。基本的に連系線が繋がっていない沖縄エリアの特殊事情を考えたのであって、フェアな競争を誘導するために行っている、それ以上の意図はないことも申し添えます。

梅田座長：ありがとうございます。続いて藤野委員いかがでしょうか。

藤野委員：少しでも良い総合評価落札方式での入札が行われること、そのためにさらに電力係数の低い調達が行われるとかそういった事例を実際にやる方によく知らしめて、本当に良い取組が進めばと思っております。皆様からぜひご意見いただけたらと思います。ありがとうございます。

梅田座長：ありがとうございます。それでは、電力専門委員会の検討状況について、他の委員からご意見・ご質問をいただくこととします。よろしく願いいたします。

藤井委員：資料 2 の 15 枚目で、この方針についてどうという話ではないが、未利用エネルギーとして、「①工場の廃熱または排圧」、「②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱」とあってこの辺を用いて発電をすることだと思うが、どうしても焼却炉の温度をあまり上げられないので、発電すると実は効率があまりよろしくないものなので、未利用であるよりはもちろん使わないよりは使って発電した方がいいですが、本当は熱利用ができるのであればそれが優先で、その後仕方がなく発電したものはその電気も使いましようという、本当はそんな順序です。同じようなことがバイオマス発電に関しても言えて、割と小規模で発電しているところはあまり発電

効率が上がらないので、本当はコジェネで熱利用もできた方がいいのでどう書くか難しいかもしれない。もし可能であれば、何か注意書きみたいのがあった上で、その上で電気も使いましょうという本当は順序だったと思うので電気としてこれを使うことがすごく素晴らしいことだというふうになりすぎないようなメッセージが出せるといいかなと思いました。

梅田座長：ありがとうございます。事務局として書きぶりを思い浮かびますか。

藤井委員：注意書きを少し載せていただくぐらいでもいいのかもしれませんが。

事務局：今のご指摘も踏まえつつ、現状ではこういう形で使っていないエネルギー、未利用エネルギーを使いましょうということで取り組んできたことなので、もちろん使えるものは使ってくださいということ、使わないよりはいいということだと思います。しかし、ご指摘のように、使用する場合のプライオリティについては、どこかに記載するという対応できればと思います。

梅田座長：ありがとうございます。他の委員の皆さんいかがでしょうか。ひとつ細かい点ですが、資料2の31ページのQ&Aのところの3つめ、排出係数が0.250というところの答えがいまいちすっきりしない。これはもう少しこの意図をご説明いただきたい。計算上は別にゼロにしても計算はできるのではないのでしょうか。

環境省：事業者全体のところをご指摘いただいたところでして、満点が今0.250となっているが、少し議論があるところかなと思います。提案では0.435を下限点としていまして、満点を二酸化炭素排出係数0にすることももちろん考えられるのですが、そうしますと線形評価しますので、グラフとしては横ばいになってしまって0.435から0の間にいる事業者が差がつきにくい状況になってしまいます。なので、0.435から0.250に区切り、例えば0.435と0.3の事業者と0.3と0.250の事業者にある程度差がつくように配点しようという意図で0.250を満点にした設定したということになっております。0にすることも可能ですが、0.250を満点とするのは現状の数字として適切ではないかと思っています。この0.435というのも少しずつ下げていくつもりではありますので、その際に満点を0.250から0にするのか、また見直ししていこうかなと考えているところでございます。

梅田座長：ありがとうございます。マジョリティーに、多くの人に配慮して、間で差をつけようとするところの方が適正でいいのではないかとわかりました。確かに再生可能エネルギーだけを選ぶ場合は総合評価ではないのでということもあるのかも

しれない。

梅田座長：他はいかがでしょうか。よろしいですか。これまでもこの検討会で総合評価落札方式に関しては議論されてきましたので、あえてプラスでということはないのかもしれないですが、まさに松村委員のおっしゃるような柔軟にスタートということで状況を見ながら調整していくと思いますので、大体議論が落ち着いたということでよろしいでしょうか。委員の皆様よろしいですか。それでは基本方針の改定については検討会として議論を十分に行ったということで、本日の委員の皆様の意見等を踏まえ、事務局で作る最終案については座長と事務局の間で一任させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。では2番目の議題の建築物に関わる契約の検討状況について事務局より説明をお願いします。

(2) 建築物に係る契約における検討事項等について

環境省： 資料5-1、資料5-2及び参考資料2～4説明（省略）

梅田座長：ありがとうございました。それでは資料5-1、5-2及び参考資料2から4の建築物に関わる契約の検討事項について議論したいと思います。まず建築物懇談会の野城委員と赤司委員にお話を伺えればと思います。

野城委員：事務局の皆さんご説明ありがとうございました。また膨大な集計、大変ご苦勞様でございました。既に説明の中にございましたけども、減らせ減らせとプッシュをするのではなく、良くも悪くも偏差値世代ですので、あなたの建物がどこの位置ですよということを見ていただくことによって、意識を喚起していこうというのが大きな趣旨でございます。国際的には実はエネルギーの原単位ということも大事ですけれども、カーボンメトリックとって今見ていただいたスケールを排出係数で変換していただいてカーボンに置き換える場合もありますので、よりカーボンに置き換える方が、今後はいいかもしれないなと思いながら今お話を聞いておりました。それほど大きな手間ではなく、最後の集計のところでは操作すればいい話です。というのはカーボンの原単位が出てくると、今はベンチマークとおっしゃっていましたが、政策的にキャップを作るなどを試算しながら、カーボンメトリックをベースにカーボンクレジットを作って、クレジットが優秀な建物については売っていくという市場を作る意味でもこういった意識を官庁の建物で、カーボンメトリックという物差しを一般に働いている公務員の方々、公的セクターの方々を持っていくということが広まっていくとそういった市場を作ることもうまくいく

かなというふうに思っていた次第でございます。いずれにしても今申し上げたように、じわっと外堀を埋めていく作業ですけど継続して、目指すところは、示していただいた数字で、一般の職員の方々が原単位を比較し合うような状況を作られていくということが大きな意味で環境配慮契約法の目的を達成することになるだろうというふうに思って聞いておりました。本当に事務局の皆様、ご苦労さまでございます。

梅田座長：ありがとうございました。では赤司委員をお願いします。

赤司委員：非常に多くのデータをまとめていただきましてありがとうございます。また建築物懇談会の議論を適切に整理いただき大変ありがたいと思います。野城委員もおっしゃったように、やはり国や法人等が率先して、取り組んでいくということを見せるのは非常に大事なことだと思いますので、まずは現在の立ち位置を明らかにするということで、ベンチマークをやっていたのは非常に意味のあることだと思っております。それで資料の5-1の5ページ目に参考例として、環境配慮契約実施と未実施の場合のベンチマーク指標の結果がありますけども、しっかり頑張っているところもあるけれども、後ろの方の赤いところもあるというのがわかってきて、ここにどうやって手を入れていくのか。ベンチマーク指標が良くないところをどのように改善していくのかを検討していくことが必要だと思います。ベンチマークを踏まえた上でチェックリストがあり、そのチェックリストと省エネ脱炭素対策との紐づけが最後に書いてありますけど、非常に重要なところなので引き続き検討を重ねていくことが必要だろうと思います。チェックリストも、例えば病院や大学の実験施設などは技術者の支援が必要になるところですが、もうこれ以上は省エネはできませんと、十分な検討なしに打ち切るような傾向があります。施設の特徴として業務上必要なことを阻害せずに、省エネを進めることは可能だと思っておりますので、ぜひ技術者支援をしてそれぞれの事業者が取り組めるように持っていくのが大事だと思っておりました。チェックリストの活用状況のアンケート結果を見ると、管理体制ができていないのに全部できています、と答えているところもあるので、その辺の再確認も含めて引き続き取り組んでいただくのが良いと思います。最後に、実績調査票で単位をつけてくださいということをしっかりやっていたのは大変良いことですが、建築物懇談会では延床面積についても回答に揺れがあり、駐車場の面積が含まれている場合と、含まれていない場合があると指摘いただいたと思います。原単位は延床面積で除しますから、両者が混在すると原単位の差が大きく出る可能性があります。どちらかに統一した方が良いのではないかと思います。

梅田座長：ではその他の委員の皆様いかがでしょうか。何かお気づきの点とかご質問等があればぜひお願いします。

藤井委員：聞き逃してしまったかもしれないですが、エネルギー消費原単位を出すときは、照明と空調に限らず全ての建物のエネルギーの消費になっているということではなかったでしょうか。

環境省： ご認識のとおりです。

藤井委員：そうするとやはりどのような機器を使っているかでだいぶ揺れると思うが、別途 ZEB の基準みたいに照明と空調だけでも、これだけ取り出すことが難しい建物もあるかもしれない。可能なところはそういったデータを集めていただくとややそれでもどのぐらい発熱している機器を使っているかでまた変わってきますが、本当の意味での比較がしやすくなるような気もしますがそれは可能でしょうか。

事務局： 現状は、上の欄の施設情報というところで、空調については一応伺っておりますが、個別なのか、中央なのか等々だけです。照明については現状 LED への切り替えがどんどん進んでいるところだと思うが、蛍光灯だとかそういうものをまだ使っているというようなところも含めてということでしょうか。

藤井委員：空調と照明による電力消費を別に切り出して、計測されているのであればその値が建物間で比較できるとよりわかりやすい比較になるのかなと思ったということです。定性的にはもちろん LED になっていけばそれが小さくなっていますという話だと思うが、なにかベンチマークとして見るときに全体というのはどうしてもその建物の特色やそこで何をしているかでかなり依存してしまうので、一般論としての建物の性能とか使い方という意味では、空調とか照明が基本的なものになるのかなという意見です。

赤司委員：少し補足しますが、一般的に現段階で、空調と照明を別々に切り出して、エネルギーの把握できているというのはそれほど多くないと思います。おっしゃる通り、今後はセンシングをしっかりとって、評価できるようにしなければいけないと思いますが、特に照明は OA 機器等の電力と一緒にしているケースが多いです。区別できるのは非常に限られているというような現状ではないかと思います。ただ、藤井委員のおっしゃる通り、この点は今後の課題だと思います。

梅田座長：ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。大

変ビジュアルに整備していただいて、なおかつチェックリストも解説資料を含めて非常に情報量の多いものを作っていただいて、大変ありがとうございます。

議題の3に行きたいと思います。参考資料6の環境配慮契約による環境負荷低減効果の試算について事務局よりご説明をお願いいたします。

(3) 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等及び環境負荷低減効果等について

環境省： 参考資料6説明（省略）

梅田座長：ありがとうございました。では、参考資料6についてご質問・ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。9ページの図のご説明いろいろありましたが、結構ぶれるということですね、試算として。落ち着いて単純に減っていかけてくれると一番嬉しいですがなかなかそうならないという意味なのですね。

環境省： 二酸化炭素削減効果なので増えていく方が望ましいです。環境配慮契約の実施率が上がっていても実態を考慮するとぶれることがあります。

梅田座長：わかりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。では、次は検討スケジュールについてということで、資料6と資料7の来年度の検討事項についてご説明お願いします。

(4) 検討スケジュールについて及び(5) 令和8年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針等について

環境省： 資料6、資料7説明（省略）

梅田座長：ありがとうございました。今年度の検討スケジュールと来年度の検討事項についてのご説明に関して、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。来年度、電力の総合評価落札方式をやるところが出てくるかもしれないということですね。

環境省： 閣議決定すれば、速ければ率先的などころでやっていただけるのではないかと考えています。

梅田座長：それも楽しみです。他に何かございますか。廃棄物の関係の話ですが、名前を変えられるというところでもう少し守備範囲を広くしてやられるということだ

と思います。それは結構だと思いますけど、廃棄物処理の契約を総合評価にするというのは、循環経済とあまり関係ないというか、やっとならいいと思いますけど、もう少し設備であるとか、物の長期使用であるとか、そういうところも含めて、建物とどう切り分けするかとか、特定調達品目とどういう関係にするのかというのはあると思うが、その辺のところを含めて考えられるのがいいのではないかなという感じはしますね。

大聖委員：自動車の方は開店休業の状態ですが、最近、2030年度の燃費基準を超過達成する車がどんどん出てきています。それも考慮した新しい枠組みが検討されてもいいのではないかなと思います。それから、電気自動車の充電についてですけれども、再エネ電力を積極的に使えるような環境があるような場合には何かインセンティブをつけてもいいのではないかなと考えております。また、地方自治体ですとか関連の公的機関への展開をもう少し積極的にやっていただければと思います。それから最後に、乗用車が中心になっているが、地方自治体も含めて国がトラックやバスをどれぐらい使っているかという実態を調査していただいて、方針を適用できるものかご検討いただければと思います。結構トラックは、自動車全体の4割ぐらいの排出量を占めていますので、重要な分野ではないかと思っております。

梅田座長：ありがとうございます。重要なお指摘をいただきました。何か事務局からありますか。

環境省：自動車のところはおっしゃる通りです。来年度、再来年度にかけて考えていきたいなと思っています。地方自治体への展開というところも、自治体を使う環境配慮契約とかグリーン購入を自治体が積極的に行っていただけるように今年度マニュアルを改定していこうと考えています。その他のいろいろ政策をやっていきますので、引き続き地方自治体に関しましては、普及促進というところをやっていきたいなと考えています。

梅田座長：地方自治体への普及は、特定調達品目もそうですけど、大きい自治体の方が国より先進的。小さいところは担当者がいないので全然できないという問題をどうするか、構造的な問題。最近自治体がまたがって調達をやっているということも出てきています。そうした仕組みが広がるといいなと思います。

大聖委員：相談窓口みたいなものは利用されているのでしょうか。

環境省：昨年度まで自治体に対して個別にフォローアップといいますか伴走支援みたい

なことをしていたが、現状も相談があれば受けるかたちにはなっているものの周知がなかなか出来ていないと思います。全国説明会などで、お伝えはしていこうと思います。

梅田座長：ありがとうございます。とても重要なポイントですね。他はいかがでしょうか。では議論も尽きたようですので、本日の議論はこのあたりで終わらせていただきたいと思います。本日は今年度最後の検討会でございますけれども事務局においては本日の議論を踏まえて、3月の閣議決定それから来年度という形で、いろいろ検討事項を整理いただければと思います。では議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

環境省： 梅田座長ありがとうございました。また、委員の皆様には熱心にご議論いただきましてありがとうございました。それでは以上をもちまして第3回環境配慮契約法検討会を終了させていただきます。

以上